



三重県公報

平成21年1月16日(金)

第 2052 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
27	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿社会室)	2
28	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
29	障害者自立支援法の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉室)	3
30	保安林の指定をする予定である旨の通知	(森林保全室)	4
31	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	(同)	4
32	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(商工振興室)	4
33	同伴	(同)	5
選 管 告 示			
7	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	5
公 告			
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO室)	5
	同伴	(同)	6
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(同)	6
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(同)	6
	地域森林計画をたてた旨	(森林・林業経営室)	7
	地域森林計画を変更した旨	(同)	7
	林業種苗法の規定による講習会の開催	(森林保全室)	7
	土地改良区監事及び清算人の退任の届出	(農地調整室)	8
	換地を定めない土地としての指定	(同)	8
	平成21年度三重県学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定のための見積価格の徴集	(農畜産室)	9
	基本測量を実施する旨の通知	(公共用地室)	10
	公共測量を実施する旨の通知	(同)	11
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建築開発室)	11
	開発行為に関する工事の完了	(同)	11
	宅地開発事業に関する工事の完了	(同)	12
お 知 ら せ			
	企画提案書の募集	(新博物館整備プロジェクト)	12
正 誤			
	平成20年12月19日付け三重県公報第2046号	(社会福祉室)	14
	同伴	(同)	14

告 示

三重県告示第 27 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成 21 年 1 月 16 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

介護保険事業所番号	事業所名	事業所の所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	申請（開設）者の代表者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2470202769	L T S 訪問介護サービスセンター	四日市市大治田 2 丁目 711-1	株式会社ライフ・テクノサービス	津市中央 4-19	中川 裕	平成 21 年 1 月 1 日	訪問介護
2470502796	訪問介護事業所まこと	津市城山 2 丁目 21 番 4 号	平和 株式会社	津市城山 2 丁目 21 番 4 号	河口 豊	平成 21 年 1 月 1 日	訪問介護
2470202751	ハッピークローバー	四日市市楠町南五味塚 50 番地	株式会社クローバー	鈴鹿市算所 2 丁目 9 番 19 号	千葉 克己	平成 21 年 1 月 1 日	通所介護
2470502788	指定通所介護事業所ハートヒルとよつ	津市河芸町一色 1331	社会福祉法人アイティオー福祉会	津市河芸町浜田 860 番地	伊藤 浩司	平成 21 年 1 月 1 日	通所介護
2471000360	尾鷲社協介護事業所	尾鷲市中村町 1 番 5 号	社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会	尾鷲市栄町 5 番 5 号	高芝 勇次	平成 21 年 1 月 1 日	通所介護
2470301918	希望の里たんぼぼ	鈴鹿市道伯町 2404	特定非営利活動法人すずか希望の里	鈴鹿市道伯町 2403	中川 一春	平成 21 年 1 月 1 日	短期入所生活介護
2472200514	ユナイト	三重郡川越町亀崎新田字南新田 50 番地 7	株式会社ユナイトニッキョー	三重郡川越町亀崎新田字南新田 50 番地 7	中村 秀信	平成 21 年 1 月 1 日	福祉用具貸与
2472200506	株式会社ビューティーマイト	三重郡菰野町竹成 2622 番地 13	株式会社ビューティーマイト	三重郡菰野町竹成 2622 番地 13	増田 文昭	平成 21 年 1 月 1 日	福祉用具貸与
2471300653	株式会社 愛安住 名張営業所	名張市夏見 494-20	株式会社 愛安住	伊賀市大野木 2112 番地 28	島森 章	平成 21 年 1 月 1 日	福祉用具貸与
2470900255	株式会社 安心クリエイト	鳥羽市大明東町 14 番地 5	株式会社 安心クリエイト	伊勢市鹿海町 3433 番地 37	世古口一弘	平成 21 年 1 月 1 日	福祉用具貸与
2472901020	株式会社 J O Y W A Y	志摩市大王町船越 1121 番地	株式会社 J O Y W A Y	志摩市大王町船越 1121 番地	菊地 兵治	平成 21 年 1 月 1 日	福祉用具貸与
2470202744	有限会社 オガタ	四日市市桜台 1 丁目 43-3	有限会社 オガタ	四日市市桜台 1 丁目 43-3	小縣 誠	平成 21 年 1 月 1 日	特定福祉用具販売
2472200514	ユナイト	三重郡川越町亀崎新田字南新田 50 番地 7	株式会社ユナイトニッキョー	三重郡川越町亀崎新田字南新田 50 番地 7	中村 秀信	平成 21 年 1 月 1 日	特定福祉用具販売
2472200506	株式会社ビューティーマイト	三重郡菰野町竹成 2622 番地 13	株式会社ビューティーマイト	三重郡菰野町竹成 2622 番地 13	増田 文昭	平成 21 年 1 月 1 日	特定福祉用具販売
2471300653	株式会社 愛安住 名張営業所	名張市夏見 494-20	株式会社 愛安住	伊賀市大野木 2112 番地 28	島森 章	平成 21 年 1 月 1 日	特定福祉用具販売
2470900255	株式会社 安心クリエイト	鳥羽市大明東町 14 番地 5	株式会社 安心クリエイト	伊勢市鹿海町 3433 番地 37	世古口一弘	平成 21 年 1 月 1 日	特定福祉用具販売

三重県告示第 28 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

平成 21 年 1 月 16 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

介護保険 事業所番号	事業所名	事業所の所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	申請（開設）者の代表者名	指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
2470202769	LTS訪問介護サービスセンター	四日市市大治田2丁目711-1	株式会社ライフ・テクノサービス	津市中央4-19	中川 裕	平成21年1月1日	介護予防訪問介護
2470502796	訪問介護事業所まこと	津市城山2丁目21番4号	平和株式会社	津市城山2丁目21番4号	河口 豊	平成21年1月1日	介護予防訪問介護
2471300398	有限会社 ネオ・アシスト	名張市美旗町南西原109番地	有限会社 ネオ・アシスト	名張市美旗町南西原109番地	西尾 誠子	平成21年1月1日	介護予防訪問介護
2470202751	ハッピークローバー	四日市市楠町南五味塚50番地	株式会社クローバー	鈴鹿市算所2丁目9番19号	千葉 克己	平成21年1月1日	介護予防通所介護
2470301876	デイサービス えにし	鈴鹿市長太旭町2丁目5番29号	有限会社 リビングスペース	三重郡菟野町竹成1689番地	尾崎 重隆	平成21年1月1日	介護予防通所介護
2470502788	指定通所介護事業所ハートヒルとよつ	津市河芸町一色1331	社会福祉法人アイティオー福祉会	津市河芸町浜田860番地	伊藤 浩司	平成21年1月1日	介護予防通所介護
2470301918	希望の里たんぼぼ	鈴鹿市道伯町2404	特定非営利活動法人すずか希望の里	鈴鹿市道伯町2403	中川 一春	平成21年1月1日	介護予防短期入所生活介護
2472200514	ユナイテ	三重郡川越町亀崎新田字南新田50番地7	株式会社ユナイテニッキョー	三重郡川越町亀崎新田字南新田50番地7	中村 秀信	平成21年1月1日	介護予防福祉用具貸与
2472200506	株式会社ビューティーマイト	三重郡菟野町竹成2622番地13	株式会社ビューティーマイト	三重郡菟野町竹成2622番地13	増田 文昭	平成21年1月1日	介護予防福祉用具貸与
2471300653	株式会社 愛安住 名張営業所	名張市夏見494-20	株式会社 愛安住	伊賀市大野木2112番地28	島森 章	平成21年1月1日	介護予防福祉用具貸与
2470900255	株式会社 安心クリエイト	鳥羽市大明東町14番地5	株式会社 安心クリエイト	伊勢市鹿海町3433番地37	世古口一弘	平成21年1月1日	介護予防福祉用具貸与
2472901020	株式会社 JOYWAY	志摩市大王町船越1121番地	株式会社 JOYWAY	志摩市大王町船越1121番地	菊地 兵治	平成21年1月1日	介護予防福祉用具貸与
2470202744	有限会社 オガタ	四日市市桜台1丁目43-3	有限会社 オガタ	四日市市桜台1丁目43-3	小縣 誠	平成21年1月1日	特定介護予防福祉用具販売
2472200514	ユナイテ	三重郡川越町亀崎新田字南新田50番地7	株式会社ユナイテニッキョー	三重郡川越町亀崎新田字南新田50番地7	中村 秀信	平成21年1月1日	特定介護予防福祉用具販売
2472200506	株式会社ビューティーマイト	三重郡菟野町竹成2622番地13	株式会社ビューティーマイト	三重郡菟野町竹成2622番地13	増田 文昭	平成21年1月1日	特定介護予防福祉用具販売
2471300653	株式会社 愛安住 名張営業所	名張市夏見494-20	株式会社 愛安住	伊賀市大野木2112番地28	島森 章	平成21年1月1日	特定介護予防福祉用具販売
2470900255	株式会社 安心クリエイト	鳥羽市大明東町14番地5	株式会社 安心クリエイト	伊勢市鹿海町3433番地37	世古口一弘	平成21年1月1日	特定介護予防福祉用具販売

三重県告示第29号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成21年1月16日

三重県知事 野 呂 昭 彦

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
薬局	スギ薬局 伊勢宮後店	伊勢市宮後3-8-56	平成20年11月1日
訪問看護	訪問看護リハビリステーション あすか	四日市市安島1-3-18	平成21年1月1日

三重県告示第 30 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 21 年 1 月 16 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
津市美杉町川上字深谷 3458 の 1、3461 の 5、3461 の 6、3462 の 1、3462 の 2、3462 の 6
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。〕

三重県告示第 31 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 21 年 1 月 16 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町海山区相賀字二札張 1873 の 2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
〔次の図〕は省略し、その図面を三重県環境森林部森林保全室及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。〕

三重県告示第 32 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から提出された意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 21 年 1 月 16 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニー星川店
桑名市大字星川字十二 835 外 34 筆
- 2 桑名市から述べられた意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県農水商工部商工振興室
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 21 年 1 月 16 日から同年 2 月 16 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 33 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から提出された意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 21 年 1 月 16 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニー赤尾店
桑名市赤尾台 7 丁目 1 番地
- 2 桑名市から述べられた意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県農水商工部商工振興室
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 21 年 1 月 16 日から同年 2 月 16 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

選 管 告 示**三重県選挙管理委員会告示第 7 号**

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正します。

平成 21 年 1 月 16 日

三重県選挙管理委員会委員長 大 橋 純 郎

病院の項中

- | | | |
|----------------------|----------------|-------|
| 「松阪市飯南町粥見 5471 番地 18 | 老人保健施設さくらんぼ | 」を |
| 「松阪市飯南町粥見 5471 番地 18 | 老人保健施設さくらんぼ | に改める。 |
| 松阪市嬉野中川町 1529-1 | 介護老人保健施設やまゆりの里 | |

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成 21 年 2 月 26 日まで縦覧に供します。

平成 21 年 1 月 16 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 申請のあった年月日
平成 20 年 12 月 26 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人神岩会
 - (2) 代表者の氏名
樋口 龍馬
 - (3) 主たる事務所の所在地
四日市市十七軒町 15 番 5 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、青少年及び成人に対して、合気道に関する事業を行い、青少年育成ならびに健康増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成 21 年 2 月 26 日まで縦覧に供します。

平成 21 年 1 月 16 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成 20 年 12 月 26 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人てとて

(2) 代表者の氏名

山本 賢治

(3) 主たる事務所の所在地

南牟婁郡紀宝町井田 2191 番地の 3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、介護福祉ニーズを必要とする人々に、住みなれた地域において安らぎと心豊かな暮らしが確保され継続できるように、必要な福祉サービス活動に関する事業を行い、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりの推進及び地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成 21 年 2 月 25 日まで縦覧に供します。

平成 21 年 1 月 16 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成 20 年 12 月 25 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人松阪市手をつなぐ育成会

(2) 代表者の氏名

瀬田 正子

(3) 主たる事務所の所在地

松阪市久保町字新屋 1668 番地 3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者の福祉の向上に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 21 年 1 月 16 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成 20 年 12 月 26 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人フリースクール三重シューレ
- (2) 代表者の氏名
石山 佳秀
- (3) 主たる事務所の所在地
津市広明町 328 番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、フリースクールの設立・運営及び県内にある各フリースペースとの連携を進める事業を行い、不登校の子どもとレギュラースクール以外の学びの場を求める子どもに対して、学びの場を保障・拡大し、子どもの成長の支援と子どもを主体とした教育の創造・発展に寄与することを目的とする。

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定により、南伊勢森林計画区（松阪農林商工環境事務所管内一円及び伊勢農林水産商工環境事務所管内一円）の地域森林計画をたてました。

平成 21 年 1 月 16 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定により、北伊勢森林計画区（四日市農林商工環境事務所管内一円及び津農林水産商工環境事務所管内一円）、伊賀森林計画区（伊賀農林商工環境事務所管内一円）及び尾鷲熊野森林計画区（尾鷲農林水産商工環境事務所管内一円及び熊野農林商工環境事務所管内一円）の地域森林計画を変更しました。

平成 21 年 1 月 16 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 11 条第 1 項の規定による講習会を次のとおり開催します。

平成 21 年 1 月 16 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 講習会の開催日時及び場所

年 月 日	講 習 時 間	場 所
平成 21 年 2 月 25 日（水）	午前 10 時から午後 5 時まで	津市広明町 13 番地 三重県庁 1 階 環境森林部会議室

2 講習内容

- (1) 種苗に関する法令
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項
- (3) 種苗の生産技術に関する事項

3 受講の申込方法

- (1) 提出書類
生産事業者講習会受講申込書（林業種苗法施行細則（昭和 46 年三重県規則第 7 号）第 1 号様式）
- (2) 手数料及び納付方法
生産事業者講習手数料は 14,000 円とし、その金額に相当する三重県収入証紙を生産事業者講習会受講申込書に貼り付けてください。
- (3) 提出期限
平成 21 年 2 月 10 日（火）午後 5 時まで
- (4) 提出場所
住所地为所管する各農林（水産）商工環境事務所

4 その他

- (1) 受講対象者は必ず本人とし、代理者の受講は認められませんので、ご注意ください。
- (2) 受講を遅刻、早退した場合は、講習終了と認められません。

(交通機関の乱れによる遅刻の場合は、必ず交通機関が交付する遅延証明書をお持ちください。)

- (3) 筆記用具を持参してください。
- (4) 受け付けた生産事業者講習会受講申込書及び納付された生産事業者講習手数料は、返還しません。
- (5) 講習会に関する問い合わせ先は、三重県環境森林部森林保全室（電話 059-224-2573）又は最寄りの各農林（水産）商工環境事務所です。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項及び同法第 68 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から監事及び清算人の退任の届出がありました。

平成 21 年 1 月 16 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

井田川土地改良区（鈴鹿市小田町 647 番地の 2）

退任監事

鈴鹿市小田町393番地の3	磯 部 秋 男
〃 和泉町38番地	藤 田 為 忠
亀山市川合町102番地	渡 辺 守

退任清算人

鈴鹿市小田町677番地	野 間 信 二
〃 和泉町132番地	宮 崎 安 輝
亀山市井田川町22番地	国 分 清 周
〃 川合町321番地	早 川 三 雄
鈴鹿市小田町648番地の1	野 間 邦 治
〃 和泉町39番地	藤 田 忠
亀山市井田川町20番地	浅 野 久 利
鈴鹿市小田町685番地	磯 部 幸
亀山市井田川町41番地	渡 辺 重 信
〃 川合町687番地の2	井 上 宗 市
鈴鹿市小田町647番地の1	匹 田 二 郎
亀山市井田川町25番地の4	国 分 達 夫
鈴鹿市小田町634番地	磯 部 利 郎
亀山市井田川町15番地の3	小 田 俊 三
鈴鹿市小田町682番地の1	磯 部 昭 二

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、県営経営体育成基盤整備事業柳田上地区の換地計画において、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 53 条の 2 第 3 項の規定により公告します。

平成 21 年 1 月 16 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

市町	大字	字	地番	地目	地積 m ²
松阪市	山添町	中山田	611-1	原野	142
〃	〃	大谷	349	田	638
〃	〃	ヤセタ	568-1	原野	188
〃	〃	神山谷	199-1	原野	29
〃	〃	大谷	350-1	原野	39
〃	〃	大谷	355-1	原野	49
〃	〃	町居	1497-6	田	204
〃	〃	向イ	1533	畑	330
〃	〃	向イ	1578-1	畑	254

平成 21 年度三重県学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定のための見積価格の徴集を次のとおり行います。

平成 21 年 1 月 16 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 見積に関する事項

- (1) 見積の対象となる価格
別に定める区域ごとの 200cc 牛乳一本当たりの供給価格
- (2) 供給期間
平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

2 見積を提出できる者の資格に関する事項

次の要件をすべて満たす者とします。

- (1) 畜産物の価格安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 5 条第 1 項の乳業者又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 1 号により当該乳業者を組合員とする事業協同組合
- (2) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項に基づく総合衛生管理製造過程を経て、製造又は加工することについての承認を受けている者又は安定して安全で品質の高い牛乳の供給を行っている者
なお、安定して安全で品質の高い牛乳の供給を行っている者の範囲については、学校給食用牛乳の製造に関し衛生管理基準を整備し、定期的に外部監査を受けている者とします。
- (3) 乳業者にあつては、学校給食用牛乳の供給に必要な生乳の配乳について、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号）第 5 条の指定生乳生産者団体の確認を得ている又は得ることが確実である者。牛乳卸・小売業者にあつては、牛乳の販売実績等にかんがみ、十分に学校給食用牛乳の供給が可能と見込まれる者
- (4) 過去に供給事業者の決定の取消しを受けた乳業者にあつては、当該取消しを受けた日から 2 年以上経過している者
- (5) 三重県の酪農振興に資するため、学校給食用牛乳に使用する生乳について、県産生乳の優先使用に努める者

3 見積提出の手續に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県農水商工部農畜産室畜産振興グループ
電話 059-224-2541
- (2) 見積説明会の日時及び場所
ア 日時 平成 21 年 2 月 3 日（火） 午後 2 時
イ 場所 三重県津市栄町 1 丁目 960 番地 三重県農協会館 5 階大会議室
ウ やむを得ない理由で欠席される場合は、平成 21 年 2 月 2 日（月）までに(1)まで連絡してください。

(3) 見積提出の日時及び場所

- ア 日時 平成 21 年 2 月 23 日（月） 午後 2 時
- イ 場所 三重県津市栄町 1 丁目 891 番地 三重県合同ビル 4 階第 1 会議室
- ウ 郵送の場合は、平成 21 年 2 月 20 日（金）までに(1)に必着とします。

(4) 見積提出資格の確認

見積提出希望者は、見積説明会で示す必要書類を次の提出期限までに(1)まで提出し、見積提出資格の確認を受けなければなりません。

- ア 提出期限
平成 21 年 2 月 16 日（月）
- イ 提出場所
(1)と同じです。
- ウ 審査
見積提出資格の適否を書類審査の上、決定します。
- エ 提出資格審査の結果通知
平成 21 年 2 月 17 日（火）に通知します。

4 見積提出等に関する事項

- (1) 見積は、本人又はその代理人が区域ごとに提出するものとします。ただし、代理人が提出する場合は、前もって委任状を提出するものとします。
- (2) 見積は、消費税及び地方消費税を含まない金額で記入してください。

5 供給事業者の決定

- (1) 区域ごとに予定価格以下であり、かつ、最低制限価格以上の範囲で、最も低い見積価格を当該区域の供給価格とし、原則として、最も低い見積価格を提出した者を当該区域の供給事業者として決定します。
- (2) 県内乳業者の経営に対する急激な影響を緩和し、地域経済の安定を図る観点から、前年度における当該区域の供給事業者（以下「前年度供給事業者」という。）が、次の要件をすべて満たす場合は、前年度供給事業者を当該年度における当該区域の供給事業者とします。

なお、この措置は、実質的な競争を確保するため、同一区域において2年続けての適用は行いません。

ア (1)で決定された供給価格で引き続き当該年度期間の学校給食用牛乳の供給を希望していること。

イ 本県に学校給食用牛乳の製造に係る乳業工場を有すること。

ウ 資本の額又は出資の総額が3億円以下であり、かつ、常時使用する従業員の数が300人以下であること。

エ 当該年度の供給事業者の決定において、この措置を適用した場合、本県における当該前年度供給事業者の学校給食用牛乳の供給量が前年度に比べ増大しないこと。

また、(2)の措置をとってもなお前年度供給事業者以外の乳業者が供給事業者となるときには、当該区域の供給価格となるべき最低価格と前年度供給事業者の見積価格を当該区域内の学校開設者に期間を定めて提示し、供給事業者変更の意向確認を行うこととします。その際、当該区域内の学校開設者のすべてが前年度供給事業者による供給を希望する場合は、当該乳業者を供給事業者とし、当該乳業者から提出のあった見積価格を当該区域の供給価格とします。

- (3) 見積価格を比べた結果、同一区域に最も低い価格が2以上ある場合は、当該乳業者によるくじ引きにより、公正に供給事業者を決定します。ただし、それらの見積価格を提出した乳業者において、当該区域の供給事業者である乳業者が存在する場合は、幼児、児童及び生徒に対する学校給食用牛乳供給の継続性の観点から、当該乳業者を供給事業者とします。
- (4) 見積価格の提出のない区域が生じた場合は、再度見積価格を徴集し、供給価格及び事業者を決定します。
なお、これによっても供給事業者を決定できない場合は、当該区域内及び近隣に所在する乳業者並びに当該区域の隣接する区域に見積価格を提出した乳業者と協議の上、適正な価格により、当該区域の供給価格及び供給事業者を決定します。
- (5) 予定価格以下であり、かつ、最低制限価格以上に見積価格の提出がなかった場合は、再度見積価格を徴集し、供給価格及び事業者を決定します。
なお、これによっても供給事業者を決定できない場合は、当該区域で最も低い見積価格を提出した乳業者並びに当該区域内及び近隣に所在する乳業者と協議の上、適正な価格により、当該区域供給価格及び供給事業者を決定します。

6 見積無効に関する事項

本公告に示した見積を提出する資格のない者及び見積提出資格の確認において虚偽の申請を行った者の提出した見積並びに次の要件に該当する見積は、無効とします。

- (1) 見積提出者が同一区域に二以上の見積を提出したとき。
- (2) 見積提出者又はその代理人が他人の見積提出の代理をしたとき。
- (3) 見積提出に際して不正行為があったとき。
- (4) 見積の記載内容が確認できないとき。
- (5) その他あらかじめ見積説明会で指示した事項に違反したとき。

7 その他必要な事項

詳細は、見積説明会で説明します。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成21年1月16日

三重県知事 野呂昭彦

1 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備作業）

2 作業期間

平成 21 年 1 月 15 日から平成 21 年 3 月 27 日まで

3 作業地域

伊勢市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、多気郡多気町、同郡明和町、度会郡玉城町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町及び南牟婁郡御浜町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、伊賀町土地改良区理事長から通知がありました。

平成 21 年 1 月 16 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 作業種類

公共測量（土地改良事業に伴う確定測量）

2 作業期間

平成 20 年 12 月 19 日から平成 21 年 1 月 20 日まで

3 作業地域

伊賀市柘植町

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県尾鷲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 21 年 1 月 16 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道路 番号	幅員 (m)	延長 (m)
平成 20 年 12 月 24 日	株式会社ピオラ 代表取締役 橋本 考也	尾鷲市中川 30-10	尾鷲市林町 400-18 ほか 3 筆	A	4.8	57.2
				B	4.9	32.2
				C	5.0	17.1

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 21 年 1 月 16 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 20 年 12 月 16 日	桑名市大字江場字正金縄 404	桑名市大字江場 240 廣 瀬 文 雄
平成 20 年 12 月 16 日	桑名市大字小貝須字柳原 409-1 ほか 1 筆	桑名市大字小泉 53 有限会社和泉創建 代表取締役 金 森 博 人
平成 20 年 12 月 16 日	松阪市井口中町字井出ノ里 894 の一部	松阪市井口中町 651-2 GLOBAL. 有限会社 取締役 橋 本 秀 之
平成 20 年 12 月 18 日	松阪市中林町字荒木 443-3 ほか 6 筆	松阪市末広町 1 丁目 246-4 稲葉不動産 稲 葉 米
平成 20 年 12 月 18 日	松阪市豊原町字山際 266-5 ほか 1 筆	松阪市櫛田町 886 中 川 俊 一
平成 20 年 12 月 22 日	桑名郡木曾岬町大字雁ヶ地 343 ほか 1 筆	桑名郡木曾岬町大字田代 35 吉 田 幸 司
平成 20 年 12 月 24 日	伊勢市黒瀬町字八幡前 90-3 ほか 9 筆	津市中央 1-1 三重交通株式会社 取締役社長 森 口 明 好
平成 20 年 12 月 24 日	桑名市梅園通 44	愛知県名古屋市中区葵 3 丁目 22-8 ニューザックビルディング 4F 株式会社ウッドフレンズ 代表取締役 前 田 和 彦

平成 20 年 12 月 24 日	亀山市住山町字笹尾 557-3 ほか 1 筆	亀山市関町木崎 250-1 櫻井 八郎
平成 20 年 12 月 24 日	三重郡菟野町大字菟野字地藏 4156-1 ほか 2 筆	愛知県清須市西市場 1 丁目 8-17 ゆたか建設株式会社 代表取締役 稲垣 豊明
平成 20 年 12 月 25 日	松阪市垣鼻町字沢 1043-1 ほか 3 筆	大阪府堺市南区横塚台 3-40-6 長井 満
平成 20 年 12 月 25 日	亀山市川崎町字上垣内 4914-1 ほか 2 筆	津市榊原町 15080 杉田 浩二
平成 20 年 12 月 25 日	三重郡菟野町大字菟野字柳林 1639-77	三重郡菟野町大字菟野 8474-190 樋口 貴哉
平成 20 年 12 月 26 日	松阪市大黒田町字水走 1013	松阪市大黒田町 239 東和ホーム株式会社 代表取締役 村林 明和
平成 20 年 12 月 26 日	松阪市櫛田町字西浦 662-1	四日市市久保田 1 丁目 5-41 株式会社名泗コンサルタント 代表取締役 岡本 潤治
平成 20 年 12 月 26 日	松阪市櫛田町字槻本 680 ほか 3 筆ほか	四日市市久保田 2 丁目 15-7 有限会社ヘイセイクリエート 代表取締役 杉本 喜孝
平成 20 年 12 月 26 日	伊賀市緑ヶ丘西町 2606-1 ほか 2 筆	名張市鴻之台 2 番町 139 株式会社夢創建 代表取締役 田端 稔充

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）第 6 条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 21 年 1 月 16 日

三重県知事 野呂 昭彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名
平成 20 年 12 月 25 日	三重郡菟野町大字永井字南前野 3095-125 ほか 4 筆	四日市市西村町 4087-4 加納 寛

お知らせ

新県立博物館展示設計に係る委託契約を締結するに当たり、次のとおり企画提案書の募集を行います。

平成 21 年 1 月 16 日

三重県知事 野呂 昭彦

1 公募対象事業

(1) 名称

新県立博物館展示設計業務委託

(2) 目的

平成 20 年 12 月に策定した「新県立博物館基本計画」に基づき、新県立博物館の展示に関する設計委託業務を実施します。

(3) 委託内容

- ア 新県立博物館の基本設計業務
- イ 新県立博物館の実施設計業務
- ウ 設計に関する調査業務

2 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱（平成19年4月1日施行）により、落札停止措置を受けている期間中である者及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
 - (5) 日本国内において、平成6年度以降に竣工した博物館に関する展示設計業務（リニューアルを含む。）について、元請けとしての実績を有すること。ただし、展示面積が1,500㎡以上に限る。

なお、博物館とは、自然系又は人文系の資料を保管するための収蔵機能及び展示機能を有する施設で、総合博物館（自然系及び人文系の両分野にわたる展示資料を扱う博物館）、自然系、人文系のいずれかの分野の博物館（水族館、動植物園、美術館を除く。）とする。
 - (6) (5)の実績をもつ技術者を当該業務の技術者として1人以上配置できること。
- 3 企画提案関係書類の配布方法
- 企画提案に係る書類を次のとおり配布します。
- (1) 配布期間 平成21年1月16日（金）から同月26日（月）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前9時から午後5時まで配布します。
 - (2) 配布場所 三重県津市広明町13番地
三重県生活・文化部新博物館整備プロジェクト
 - (3) 配布書類
 - ア 企画提案プロポーザル参加意思表明書
 - イ 企画提案プロポーザル参加資格確認申請書
 - ウ 企画提案プロポーザル参加仕様書
 - エ 委託仕様書
 - オ 企画提案書
- 4 企画提案プロポーザル参加意思表明書及び参加資格確認申請書の提出
- (1) 様式及び内容 企画提案プロポーザル参加仕様書で指定のものとします。
 - (2) 提出期限 平成21年1月27日（火）午後5時（必着）
 - (3) 提出場所 3の(2)と同じです。
 - (4) 提出方法 (3)の場所へ持参又は郵送してください。
- 5 スケジュール
- 企画提案プロポーザル参加資格確認申請書の審査及び結果
- 提出された企画提案プロポーザル資格確認申請書により、2の参加資格要件を満たしているかを判断し、その結果を提案者に対し、通知します。通知を受けた者は、(2)により期日までに企画提案書を提出するものとします。
- (2) 企画提案書の提出
 - ア 様式及び内容 企画提案プロポーザル参加仕様書で指定のものとします。
 - イ 提出期限 平成21年2月9日（月）午後5時（必着）
 - ウ 提出場所 3の(2)と同じです。
 - エ 提出方法 ウの場所へ持参又は郵送してください。
 - (3) ヒアリング
 - (1)による通知を受けた参加意思表明者については、企画提案者毎に時間を設定し、新県立博物館展示設計業務委託企画提案プロポーザル選定委員会において、ヒアリングに参加できるものとします。
 - ア ヒアリングの日程
日時及び場所 該当企画提案者に通知します。
 - イ ヒアリングの説明
ヒアリングは、配置予定技術者が説明することとします。
 - (4) 最優秀提案の評価及び最優秀提案者の決定
 - (3)により開催されるヒアリングにおいて、聴き取り調査を行い最優秀提案者を決定します。その結果については、ヒアリング参加者に対して文書で通知します。
 - (5) 最優秀提案者決定の評価基準
 - 企画提案プロポーザル参加仕様書で示す「新県立博物館展示設計業務委託プロポーザル方式評価項目一覧」のとおりです。
- 6 委託契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

7 その他

- (1) 企画書提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 提出された企画提案書（契約にかかるものを除く。）については、返却します。
- (4) 企画提案書の作成及び提出等に要する経費については、各提案者の負担とします。

8 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県生活・文化部新博物館整備プロジェクト 担当 富永
電話 059-224-2175
ファクシミリ 059-224-2408
E-mail : shinhaku@pref.mie.jp

正 誤

平成20年12月19日付け三重県公報第2046号に登載しました、生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定の告示中

ページ	行	誤	正
3	29、31及び33	特別養護老人ホーム 第2はなの里	ショートステイ 第2はなの里
3	下から11、13及び15	特別養護老人ホーム 第2はなの里	ショートステイ 第2はなの里

平成20年12月19日付け三重県公報第2046号に登載しました、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定の告示中

ページ	行	誤	正
5	下から25、27及び29	特別養護老人ホーム 第2はなの里	ショートステイ 第2はなの里
6	32、34及び36	特別養護老人ホーム 第2はなの里	ショートステイ 第2はなの里

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
